

蒲郡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、蒲郡市とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、市内に住所を有する者で同表の「対象者」欄に掲げる法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、対象者については小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（第2号様式）を作成するものとする。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書等及び同条第2項の調査書の内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、用具を給付しないことを決定した場合には、却下決定通知書（第5号

様式)により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の作成若しくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

3 診療報酬の対象となる用具の給付は、当該診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて行うものとする。

4 用具の付属品の給付は、当該付属品がなければ当該用具が機能しない等の場合に限り行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第7条 対象者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する者をいう。以下「扶養義務者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定による扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に掲げる区分による徴収基準額表に定める額とする。

3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項の規定による負担することとされている額を支払うものとする。

4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定による扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項の規定による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならないものとする。

2 市長は、前項の規定に違反した場合には、該当給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具・給付台帳」を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月２３日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、令和２年１２月２８日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有すること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造増設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造増設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表第 2（第 7 条関係）

徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分				徴収基 準月 額	徴収基準 加算月額		
A階層	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯				円 0	円 0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯				1, 100	110		
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯				2, 250	230		
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3, 000円以下			D1	階層	2, 900	290
		3,001 ～	5,800 円	D2	〃	3, 450	350	
		5,801 ～	8,700 円	D3	〃	3, 800	380	
		8,701 ～	13,000 円	D4	〃	4, 250	430	
		13,001 ～	17,400 円	D5	〃	4, 700	470	
		17,401 ～	22,400 円	D6	〃	5, 500	550	
		22,401 ～	28,200 円	D7	〃	6, 250	630	
		28,201 ～	58,400 円	D8	〃	8, 100	810	
		58,401 ～	75,000 円	D9	〃	9, 350	940	
		75,001 ～	96,600 円	D10	〃	11, 550	1, 160	
		96,601 ～	121,800 円	D11	〃	13, 750	1, 380	
		121,801 ～	175,500 円	D12	〃	17, 850	1, 790	
		175,501 ～	221,100 円	D13	〃	22, 000	2, 200	
		221,101 ～	380,800 円	D14	〃	26, 150	2, 620	
		380,801 ～	549,000 円	D15	〃	40, 350	4, 040	
		549,001 ～	579,000 円	D16	〃	42, 500	4, 250	
		579,001 ～	700,900 円	D17	〃	51, 450	5, 150	
		700,901 ～	849,000 円	D18	〃	61, 250	6, 130	
		849,001 ～	1,041,000 円	D19	〃	71, 900	7, 190	
		1,041,001 以上		D20	〃	全 額	左の徴収基準月額の 10 %。ただし、その額が 8, 560 円に満たない場合は 8, 560円	

備 考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

（1） 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

（2） 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で、家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

（ア） 所得税法（昭和40年法律第33号）

（イ） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（ウ） 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

（エ） 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「本通知」という。）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額算定の当たり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

（3） 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表第2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

当分の間、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

日常生活用具給付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者

住 所

氏 名

(給付対象者との続柄)

下記により日常生活用具給付を申請します。

対 象 者	氏名			生年月日	年 月 日生 (歳)			
	住所							
	疾病名							
世 帯 の 状 況	氏名	対象者との 続柄	生年月日	職業	備考 〔対象者に対する 介護の状況等〕			
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)		浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の 介護の 状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともし ていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を 必要 2 便器 (携帯用) 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を 必要 (一部、全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用 具の名称						希望する型 式、規模等		
給付上特に希望す る事項								
備 考								

(注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。(生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書)

2 申請者氏名については自署もしくは記名押印とすること。

調 査 書 (日常生活用具給付事業)									
①申請書受理番号 及び年月日		番 号 年 月 日		②申請者 氏 名				③対象者 との続柄	
④対象者	氏 名		生年月日		年 月 日生 (歳)				
	住 所								
	疾 病 名								
⑤世帯員の状況	氏 名	年齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況			備考		
				当該年度分市町村民税		前年分 所得税			
				均等割	所得割				
⑥世帯区分		1 生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯							
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)							
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ()				その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 ()			
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する (しない) 理 由						
⑪給付する用具名 (含む型式規模等)			⑫ 予定 価格	円	⑬扶養義務者が支払うべき額	円	⑭ 公費負担 予定額	円	
⑮その他 特記事項									
年 月 日				調査員 職名 氏名					

第3号様式（第5条関係）

番号第 号

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

蒲郡市長

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年 月 日	年 月 日		
対象者氏名		疾 病 名			
給付する用具名（含む型式規模等）		納入業者名			
		納入業者の住 所	(電話)		
価 格	円	扶養義務者が払うべき額	円	公 費 負担額	円
注意事項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。				

備 考

第4号様式（第5条関係）

日常生活用具給付券							
① 給付番号	第 号		② 給付券発行 年 月 日		年 月 日		
③ 対象者氏名			④ 生年月日		年 月 日生 (歳)		
⑤ 居 住 地							
⑥ 保護者氏名				⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する用具名（型式規模等）		⑨ 価 格	円	⑩ 扶養義務者が支払うべき額	円	⑪ 公 費 負担額	円
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者の住 所		(電話)		
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		年 月 日		業者の公費支払請求期限		年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 蒲郡市長 印							
⑮ 業者の納付した日	年 月 日		⑯ 扶養義務者より受領した額		円	⑰ 受領業者名及び年月日	年 月 日
⑱ 用具受領保護者名			⑲ 検収者		職名		
					氏名		
⑳ そ の 他 特記事項							

(注) 本表は、①～⑭、⑲は蒲郡市、⑮～⑰は納入した業者が記入すること。

⑱は保護者が記入すること。

第5号様式（第5条関係）

番 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

（申 請 者） 様

蒲郡市長

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい。

（理 由）